

UBC情報

発行：2017年4月3日

No. 202

Selected Clients & Professionals Relationship

～ 今月のお知らせ～

個人の確定申告の振替納税は、所得税が4月20日（木）、消費税が4月25日（火）です。

納税額と口座の残高を確認しておきましょう！

トピックス

修正申告等に対する加算税制度の見直し



28年度税制改正により、修正申告や期限後申告に対する加算税制度の見直しが行われ、今年1月以後に法定申告期限又は法定納期限が到来する国税から適用されています。

◆調査通知後の修正申告等に対する加算税

期限内に行った申告に誤りがあり税額を少なく申告した場合は、修正申告書を提出して不足分の税額を納めることとなります。

その修正申告が、実地調査を行う旨など調査に関する一定事項の通知（調査通知）があった後に行われた場合、調査による更正を予知したのものでも納付すべき税額の5%（期限内申告税額と50万円のいずれか多い額を超える部分は10%）の過少申告加算税が課されることになりました。

また、期限内に申告しておらず、調査通知後に行った期限後申告（調査による更正等を予知してされたものでない）に対して課せられる無申告加算税は、納付税額の10%（50万円超の部分は15%）に上げられました。

◆無申告等を繰り返した場合の加重措置

無申告などが繰り返して行われた場合の加重措置も導入されています。

無申告又は仮装隠蔽による期限後申告等について、過去5年以内に同じ税目に対して無申告加算税（更正等の予知後によるもの）又は重加算税を課されたことがある場合は、その期限後申告等に対する無申告加算税又は重加算税に10%が加算されます。

この場合、無申告加算税は納付税額の25%（50万円超の部分は30%）、重加算税は45%（無申告加算税に代えて課されるものは50%）となります。





従業員がiDeCoに加入する場合は

◆事業主が行う必要がある手続きは

今年から個人型確定拠出年金（愛称：iDeCo）の加入対象の拡大により、基本的に60歳未満の全ての方が利用できるようになりましたが、国民年金基金連合会によると、29年1月時点の加入者数は33万1585人となり、前月（28年12月時点）から2万5271人増加しました。

関心を持つ方も増えていますが、会社員など厚生年金の被保険者が加入する場合は、加入申請の際に勤務先から事業主証明書（事業所登録申請書兼第2号加入者に係る事業主の証明書）を発行してもらう必要があります。

そのため、事業主は従業員がiDeCoに加入する場合、事業所登録の申請（既に事業所登録番号を保有している場合は不要）と企業年金の導入状況や加入資格の有無等の証明書を加入希望者に発行します（事業主証明書の様式は加入希望者が受付金融機関から取り寄せます）。

◆掛金の納付方法による源泉徴収や年末調整

また、掛金の納付方法には、給与天引きを行い事業主が指定した口座からの口座振替により納付する「事業主払込」と加入者本人名義の口座からの口座振替により納付する「個人払込」があります。

掛金は、小規模企業共済等掛金として全額所得控除の対象となるため、加入者が「事業主払込」を選択している場合は、加入者の給与から掛金額を控除した上で、給与等の源泉徴収税額を算出します。

一方、「個人払込」を選択している場合は、加入者に対して「小規模企業共済等掛金払込証明書」が送られてくるため、年末調整の際に控除します。



従業員の採用・退職による社会保険の取扱い

3月・4月は、従業員の採用や退職等が増える時期ですが、社会保険料（厚生年金・健康保険）は月単位で計算されるため、月の途中で被保険者資格の取得・喪失があった場合でも、保険料を日割りで計算することはありません。

そのため、従業員を採用等した場合は、被保険者資格を取得した日の属する月から保険料を納めることになります。

一方、退職等の場合は、資格喪失日が属する月の保険料を納める必要はありませんが、資格喪失日は退職等した日の翌日となります。例えば、3月31日に退職した場合は4月1日が喪失日となり、3月分までの保険料を納める必要があります。

編集後記

早いもので4月に入りました。桜の花も咲き、気候も穏やかになってきました。気持ちを新たに新年度を迎えましょう！



発行元 ㈲ユービーシー経営 河野会計事務所
〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10
TEL：0836-33-6717 FAX：0836-33-6753
MAIL：info@ubc-net.com
URL：http://www.ubc-net.com



UBC社福 情報

No. 202

発行：2017年
4月3日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元：
(有)ユービーシー経営
河野会計事務所

〒755-0036
宇部市北琴芝 1-6-10

Tel:0836-33-6717
Fax:0836-33-6753
Mail:info@ubc-net.com
URL:http://ubc-net.com



トピックス

中堅保育士を中心に処遇改善 ～キャリアアップの実施で給与を月額4万円上乘せ～

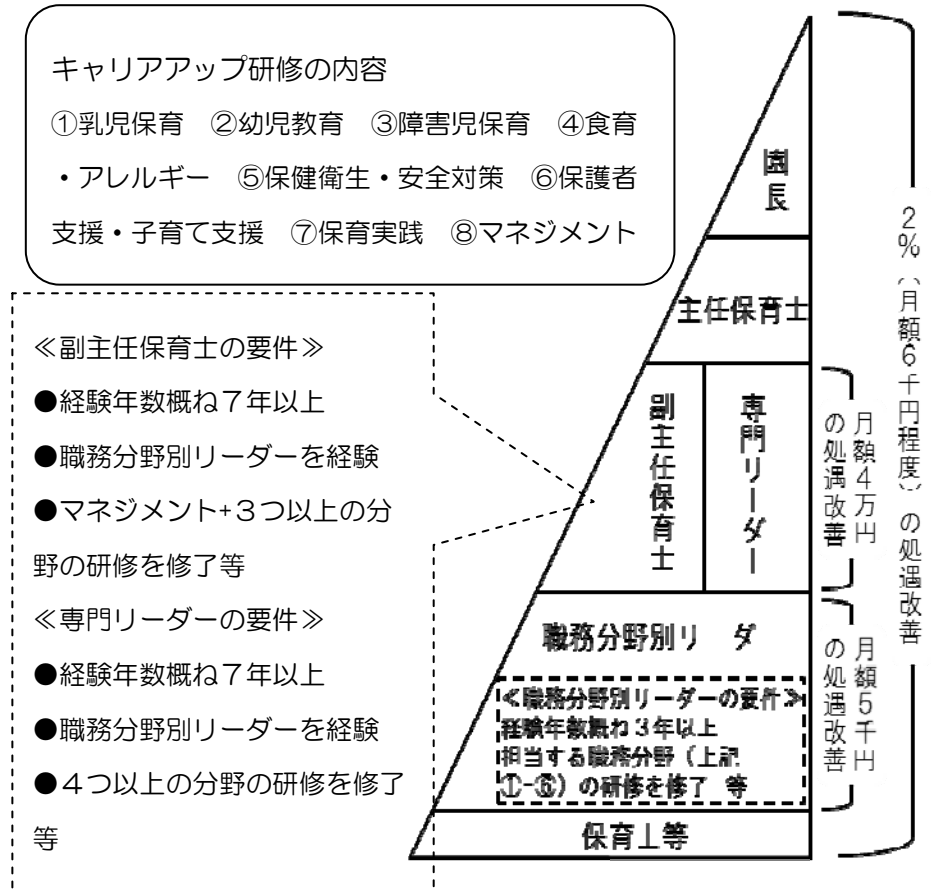
◆2月8日、子ども・子育て会議(会長：無藤隆／白梅学園大学子ども学部教授)が開催され、子育て支援に関する来年度予算案について説明が行われました。待機児童解消や保育士の処遇改善を進めるため、今年度よりも予算が増額されています。

待機児童解消に関しては、2013年度から始まった待機児童解消加速化プランに沿って、これまで約31万人分の保育の受け皿確保が行われており、来年度末までの50万人分の量拡充を達成するため、社福が行う施設整備補助金が増額されています。また、キャリアアップの仕組みとあわせて、保育士の処遇改善を実施するなど、保育士確保への予算が増加しているほか、3歳未満の子どもを対象としたサテライト型小規模保育所の設置の支援に新たな予算が充てられています。

《新たな処遇改善の内容》

処遇改善に関しては右の通りですが、園長、主任保育士以外に「副主任保育士」「専門リーダー」といった新たな役職を設け、これまで役職がないことで給与が上がりにくかった中堅保育士の処遇改善を行います。また、若手保育士についても、専門分野を修了すれば「職務分野別リーダー」として賃金改善を図る予定で、保育士全体の処遇を底上げする方針です。

(参考：内閣府HPほか)



28年度遡及改正単価発表 ～保育所等の収入は1%程度の増～

◆特定教育・保育施設における施設型給付費・委託費の、平成28年度遡及改正単価が、3月2日に公表されました。

今年度の人事院勧告の影響分が1.3%とされていましたが、単価の上昇率でみると1%余りの上昇率となっており、総額で1%程度の増額が見込まれます。ただし今年度も国は、処遇改善における賃金改善分としてこの1.3%を加えることを要請する見込みで、これまでの人勧上昇分を加えると5.2%（26年度2.0%、27年度1.9%、28年度1.3%）になり、これに処遇改善等加算賃金改善要件分（3%または4%）を加えると8.2%または9.2%になります。この額は、100名程度の保育所の場合を例にとると、800万円から1,000万円程度になり、資金繰りに窮する保育所が発生する可能性もあります。



共生型サービスの対象公表 障害者と高齢者の介護を一体提供

◆障害福祉サービスと介護保険サービスを同一の事業所で提供できるようにするため、新たに「共生型サービス」が創設される方針ですが、その対象となるサービスが1月に行われた厚労省の会議で示されました。対象は、ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイが想定されており、具体的な指定基準などの在り方については、来年度の介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定にあわせて検討される予定です。

現在の制度では、障害者が65歳を迎えると介護保険の適用が優先されるため、障害福祉サービス事業所を利用できないことがあります。また、障害福祉サービス事業所がより指定の厳しい介護保険事業所の指定を受けていないために、介護保険サービスを提供できないといった問題も指摘されてきました。

同省は共生型サービス創設にあたって、障害福祉サービス事業所等であれば介護保険事業所の指定も受けやすくするよう特例(逆の場合も同様)を設ける方針です。

これにより、事業者にとっては現在のような厳しい指定を受けなくとも利用者の幅を広げられることになるほか、人口減少で人材の確保が難しくなる中、効率化を図れるなどの利点があるため、今後こうした施設が増えるのではないかと考えられます。

(参考：厚労省HP/CBニュース)

